

発議第1号

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月23日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

井上直樹

中尾友紀

山本忠相

山野麻衣子

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正する。

第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負の契約について、変更契約（議決を経た契約の趣旨に反しない範囲のものに限り、増額し、又は減額する額が当該契約の請負代金額の10分の1に相当する額（その額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）を超えるものを除く。）を締結すること。